

岬町事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

岬町長 田 代 堯

岬町規則第 9 号

岬町事務分掌条例施行規則の一部を改正する規則

岬町事務分掌条例施行規則（平成 2 1 年岬町規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条下水道課下水道係の項を次のように改める。

下水道課

下水道係

- (1) 課の調整及び庶務に関すること。
- (2) 下水道事業会計予算及び決算に関すること。
- (3) 下水道関係機関との連絡調整（流域下水道組合分布金及び流域下水道事業負担金等）に関すること。
- (4) 公共下水道及び漁業集落排水施設使用料及び受益者負担（分担）金等の賦課、調定及び徴収に関すること。
- (5) 公共下水道及び漁業集落排水施設使用料及び受益者負担（分担）金等の滞納整理に関すること。
- (6) 公共下水道処理区域の決定及び事業認可に関すること。
- (7) 公共下水道事業の計画、設計及び工事に関すること。
- (8) 公共下水道処理区域の公示に関すること。
- (9) 公共下水道の維持管理及び台帳に関すること。
- (10) 流域下水道等への接続に関すること。
- (11) 下水道関係機関との連絡調整（計画、補助事業及び不明水対策等）に関すること。
- (12) 下水道用地の取得に関すること。
- (13) 公共下水道及び水洗化の普及啓発に関すること。
- (14) その他公共下水道の経理、庶務に関すること。
- (15) 漁業集落排水事業の計画、設計及び工事に関すること。
- (16) 漁業集落排水事業施設の維持管理に関すること。
- (17) 排水設備工事に関すること。
- (18) 排水設備工事指定業者及び責任技術者等の登録に関すること。
- (19) 合併浄化槽設置補助事業に関すること。
- (20) 水洗便所改造資金の助成及び融資あっせんに関すること。
- (21) 大阪広域水道企業団に関すること。
- (22) その他下水道事業に関すること。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。